○国土交通省告示第千二百二十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年七月二十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十月二十九日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G—2244	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　EBDE07Z21	ホンダ　EBD—HH6（自動４段変速機に限る）、ホンダ　EBD—HJ2（自動４段変速機に限る）	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号

○国土交通省告示第千二百二十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年七月二十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十月二十九日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G—2258	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA—TRFPE1	トヨタ　DBA—TSS10H、トヨタ　DBA—TSS10、トヨタ　DBA—TSS11、トヨタ　DBA—TSS11Y	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊒G—2259	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　CBA—TR—FE1	トヨタ　CBA—TSS13Y	〃

○国土交通省告示第千二百二十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年八月五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十月二十九日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G—2257	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　CBF—QR20—７F24B	ニッサン　CBF—＊Q＊F24、ニッサンディーゼル　CBF—N＊Q＊F24、いすゞ　CBF—A＊Q＊F24	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地

○国土交通省告示第千二百二十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年八月九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十月二十九日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒TDⅡ—20	運行記録計　フラッシュメモリドライブレコーダ　CF—2500A	クラリオン株式会社　東京都文京区白山５丁目35番２号

○国土交通省告示第千二百二十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年八月十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十月二十九日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G—2260	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　CBA—AZ—FE6	トヨタ　CBA—ACU30W、トヨタ　CBA—ACU35W	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊒G—2261	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DAA—MZ—FE1	トヨタ　DAA—MHU38W	〃

○国土交通省告示第千二百二十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年八月十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十月二十九日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G—2262	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　DBA—MR20—７G11B	ニッサン　DBA—K＊G11	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
㊒G—2263	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　DBA—HR15—７G11C	ニッサン　DBA—＊G11	〃

○国土交通省告示第千二百二十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年八月十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十月二十九日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G—2264	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　DBAZK12BE2	スズキ　DBA—ZC72S、スズキ　DBA—ZD72S	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地
㊒G—2265	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ABAJK6AT2	スズキ　ABA—JB23W、イスズ　ABA—JM23W	〃
㊒G—2266	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ABAJMW13AE2	スズキ　ABA—JB43	〃

○国土交通省告示第千二百二十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年八月十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十月二十九日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43—44R—040001	年少者用補助乗車装置　タカタTK04—031	タカタ株式会社　東京都港区赤坂２丁目12番31号